

障害者（児）施設整備費補助等重度対応特別単価取扱要領

5 福祉障施第 2736 号

令和 6 年 3 月 31 日

最終改正 7 福祉障施第 1795 号

令和 7 年 10 月 1 日

1 目的

この要領は、次の各号に掲げる要綱にて規定する重度対応特別単価の対象となる施設に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 障害者（児）施設整備費補助要綱（障害者施設等）
- (2) 障害者（児）施設整備費補助要綱（障害児施設）
- (3) 障害者（児）施設整備特別促進補助金交付要綱（障害者施設等）
- (4) 障害者（児）施設整備特別促進補助金交付要綱（障害児施設）
- (5) 障害者（児）施設改築等補助金交付要綱
- (6) 障害者通所施設等整備費補助要綱（障害者施設等）
- (7) 障害者通所施設等整備費補助要綱（障害児施設）

2 定義

本要領における重度障害者とは、強度行動障害者、重度重複障害者、医療的ケア者のいずれかにあてはまる者とする。

ア 強度行動障害者とは、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）第 22 号の規定により準用する第 4 号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が 10 点以上に該当する障害者をいう。

イ 重度重複障害者とは、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領（平成 27 年 3 月 31 日付 26 福保障居第 3182 号）第 2 条各号に規定する者をいう。

ウ 医療的ケア者とは、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表の項目の欄に規定する、いずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者をいう。

3 補助対象者の要件

上記 1 の各号に掲げる要綱にて規定する重度対応特別単価を適用する補助対象者は、上記 2 に定義する重度障害者を受け入れる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 18 項に規定する共同生

活援助施設及び同条第8項に規定する短期入所を整備するものであって、かつ、次に掲げるすべての事項を満たす施設を整備するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護及び同条第18項に規定する共同生活援助にあっては重度障害者を定員の3割以上受け入れること（小数点以下切り捨て）。

なお、障害者通所施設等整備費補助要綱（障害者施設等）2（1）オに基づき、生活介護に係る事業のうち東京都重症心身障害児（者）通所事業に規定する事業を整備する場合は、この限りではない。

同条第8項に規定する短期入所にあっては重度障害者を対象とした居室であることを事業所所在地の区市町村が認めること。

(2) 別表1に掲げるいずれかの報酬を取得している状況等であること。

(3) 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）、東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第171号）、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）に適合していることにあわせて、本要領別表2に掲げる必要な設備を整えていること。

(4) 重度障害者対応の施設整備の必要性が事業所所在地の区市町村の障害福祉計画において位置付けられていること。

4 関係書類の提出

補助事業者は、開設後6か月経過後速やかに、及び補助事業完了後10年間は毎年度4月末日までに福祉局長（以下「局長」という。）に重度障害者の在籍状況及び施設の加算取得状況（様式第1号）を報告しなければならない。

5 財産処分の制限等

1の各号に掲げる要綱の別紙補助条件に定める財産処分の制限のほか、3（1）から（3）までに掲げる要件を満たさない場合（やむを得ない理由があると局長が認める場合を除く。）は、補助金の交付の目的に反した使用に該当するものとして、別紙1「重度対応特別単価取扱要領に基づく財産処分承認基準」のとおりとする。

附 則（令和6年3月31日付5福祉障施第2736号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月29日付6福祉障施第1163号）
この要領は、令和6年7月29日から施行する。

附 則（令和7年5月13日付7福祉障施第455号）
この要領は、令和7年5月13日から施行する。

附 則（令和7年10月1日付7福祉障施第1795号）
この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表 1

いずれかの算定が必要な報酬（※1）一覧（3（2）関連）

重度障害者 整備対象事業	生活介護 （障害者総合支援法第5条第7項に規定する事業）	共同生活援助 （障害者総合支援法第5条第18項に規定する事業）	短期入所 （障害者総合支援法第5条第8項に規定する事業）
強度行動障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者支援加算（Ⅱ） ・ 重度障害者支援加算（Ⅲ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ） ・ 重度障害者支援加算（Ⅱ） ・ 強度行動障害者地域移行特別加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ） ・ 重度障害者支援加算（Ⅱ）
重度重複障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 	重度重複障害者の支援を評価する報酬が設けられていない（※2）	
医療的ケア者	医療的ケア者の支援を評価する報酬が設けられていない（※3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療連携体制加算（Ⅳ） ・ 医療連携体制加算（Ⅵ） ・ 医療的ケア対応支援加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉型短期入所サービス費を算定し、かつ医療連携体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）（Ⅷ）のいずれかを算定 ・ 福祉型強化短期入所サービス費 ・ 医療型短期入所サービス費 ・ 医療型特定短期入所サービス費

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」介護給付費等単位数表における報酬名

※2 重度障害者の対象とする者について施設意見書を局長宛届け出ること。

※3 重度障害者の対象とする者に関する医師の指示書の写し（2ウに該当することがわかるもの）を局長宛届け出ること。

別表 2

必要な設備一覧（3（3）関連）

重度障害者 整備対象事業	生活介護 （障害者総合支援法第5条第7項に規定する事業）	共同生活援助 （障害者総合支援法第5条第18項に規定する事業）	短期入所 （障害者総合支援法第5条第8項に規定する事業）
強度行動障害	<ul style="list-style-type: none"> ・特性に応じた部屋（クールダウン室等）を設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者の居室は、利用者1人当たり収納設備等を除き、内法9.9平方メートル以上とすること。 	
重度重複障害	<ul style="list-style-type: none"> ・特性に応じた部屋（スヌーズレン室、特殊浴槽の設置を想定した広い浴室や広い脱衣所等）を設けること 		
医療的ケア者			

様式第1号

番 号

年 月 日

東 京 都 福 祉 局 長 殿

住 所

法 人 代 表 者 印

○年度○○補助金により取得した
○○○○事業所の利用者状況について

標記について、障害者(児)施設整備費補助等重度対応特別単価取扱要領第4に基づき、利用者状況について報告します。

参考様式1 (生活介護)

(1) 事業者情報

① 法人名

② サービス種別

③ 事業所名

④ 開設年月日

(2) 整備費補助

① 補助名

② 補助年度

(3) 現在の利用者状況

調査日 利用者数 名 重度対応特別単価対応者数 名
 (定員 名) 定員の #DIV/0! 割

重度対応特別単価 対象利用者	入居・登録年月日	障害種別	障害区分	重度対応特別単価 要件						
				強度行動/重度重複/医療的ケア	取得加算			その他根拠書類		
					有無	重度障害者 支援加算(I)	重度障害者 支援加算(II)	重度障害者 支援加算(III)	有無	書類名
例①	R8.4.1	知的	6	強度行動/重度重複/医療的ケア	○		○		○	受給者証
例②	R8.5.1	身体	6	強度行動/重度重複/医療的ケア	—				○	医師意見書
例③	R8.6.1	身体・知的	6	強度行動/重度重複/医療的ケア	○	○			—	
A				強度行動/重度重複/医療的ケア						
B				強度行動/重度重複/医療的ケア						
C				強度行動/重度重複/医療的ケア						
D				強度行動/重度重複/医療的ケア						
E				強度行動/重度重複/医療的ケア						
F				強度行動/重度重複/医療的ケア						
G				強度行動/重度重複/医療的ケア						
H				強度行動/重度重複/医療的ケア						
I				強度行動/重度重複/医療的ケア						
J				強度行動/重度重複/医療的ケア						
K				強度行動/重度重複/医療的ケア						
L				強度行動/重度重複/医療的ケア						
M				強度行動/重度重複/医療的ケア						
N				強度行動/重度重複/医療的ケア						
O				強度行動/重度重複/医療的ケア						
P				強度行動/重度重複/医療的ケア						
Q				強度行動/重度重複/医療的ケア						
R				強度行動/重度重複/医療的ケア						
S				強度行動/重度重複/医療的ケア						
T				強度行動/重度重複/医療的ケア						

※1 本様式は、①開設後6か月経過後速やかに、及び②補助事業完了後10年間は毎年度4月末日までに、福祉局長に報告してください。

※2 なお、②については前年度3月時点の状況を報告すること。

※3 都へ提出した写しを区市町村長へ提出すること。

参考様式1 (共同生活援助)

(1) 事業者情報

① 法人名 _____

② サービス種別 _____

③ 事業所名 _____

④ ユニット名 _____

⑤ 開設年月日 _____

(2) 整備費補助

① 補助名 _____

② 補助年度 _____

(3) 現在の利用者状況

調査日 _____ 利用者数 _____ 名 重度対応特別単価対応者数 _____ 名

(定員 _____ 名) 定員の #DIV/0! 割

重度対応特別単価対象利用者	入居・登録年月日	障害種別	障害区分	重度対応特別単価 要件							その他根拠書類		
				強度行動／重度重複／医療的ケア	取得加算						有無	書類名	
					有無	重度障害者支援加算(I)	重度障害者支援加算(II)	強度行動者地域移行特別加算	医療連携体制加算(IV)	医療連携体制加算(VI)			医療的ケア対応支援加算
例①	R8.4.1	知的	6	強度行動／重度重複／医療的ケア	○	○						○	受給者証
例②	R8.5.1	身体	6	強度行動／重度重複／医療的ケア	○					○		—	
例③	R8.6.1	身体・知的	6	強度行動／重度重複／医療的ケア	—							○	施設意見書
A				強度行動／重度重複／医療的ケア									
B				強度行動／重度重複／医療的ケア									
C				強度行動／重度重複／医療的ケア									
D				強度行動／重度重複／医療的ケア									
E				強度行動／重度重複／医療的ケア									
F				強度行動／重度重複／医療的ケア									
G				強度行動／重度重複／医療的ケア									
H				強度行動／重度重複／医療的ケア									
I				強度行動／重度重複／医療的ケア									
J				強度行動／重度重複／医療的ケア									

※1 本様式は、①開設後6か月経過後速やかに、及び②補助事業完了後10年間は毎年度4月末日までに、福祉局長に報告してください。

※2 なお、②については前年度3月時点の状況を報告すること。

※3 都へ提出した写しを区市町村長へ提出すること。

参考様式1（短期入所）

(1) 事業者情報

① 法人名

② サービス種別

③ 事業所名

④ 開設年月日

(2) 整備費補助

① 補助名

② 補助年度

(3) 現在の利用者状況

調査日 利用者数 名
(定員 名)

重度対応特別単価対象利用者	入居・登録年月日	障害種別	障害区分	重度対応特別単価 要件													
				強度行動／重度重複／医療的ケア	取得加算								その他根拠書類				
					有無	重度障害者 支援加算(I)	重度障害者 支援加算(II)	医療連携体制加 算(IV)	医療連携体制加 算(V)	医療連携体制加 算(VIII)	福祉型強化短期 入所サービス費	医療型短期入所 サービス費	医療型特定短期 入所サービス費	有無	書類名		
例①	R8.4.1	知的	6	強度行動／ <u>重度重複</u> ／医療的ケア	○	○										○	受給者証
例②	R8.5.1	身体	6	強度行動／重度重複／医療的 <u>ケア</u>	○					○						—	
例③	R8.6.1	身体・知的	6	強度行動／ <u>重度重複</u> ／医療的ケア	—											○	施設意見書
A				強度行動／重度重複／医療的ケア													
B				強度行動／重度重複／医療的ケア													
C				強度行動／重度重複／医療的ケア													
D				強度行動／重度重複／医療的ケア													
E				強度行動／重度重複／医療的ケア													

※1 本様式は、①開設後6か月経過後速やかに、及び②補助事業完了後10年間は毎年度4月末日までに、福祉局長に報告してください。

※2 なお、②については前年度3月時点の状況を報告すること。

※3 都へ提出した写しを区市町村長へ提出すること。

(参考様式2)

重度重複障害者（重症心身障害児（者））の状況（施設意見書）

施設名

記入者

氏名	(イニシャル)	男女	年齢	(歳	か月)
大島分類			超重症児スコア点	身体障害者手帳（肢体不自由）級		愛の手帳度
現在の状況	発達・発達 身体：頸定（有・無）・寝たきり・半寝返り可・寝返り可・座位可（自立・支えが必要） 移動：移動不可・背這い・ずり這い・よつばい・他 反応：反応なし・音に反応・刺激に反応・自分の名前に反応・物を見て反応・他 理解：不明・親がわかる・自分の名前がわかる・話の理解ができる・他 表現：表現なし・快不快を表現・Yes/Noを表現・自分の意思を表現・他 言語：発語なし・喃語・単語・二語文以上・意味のある言語表現・他 視覚：不明・異常なし・全く見えない・光を感じる・弱視・他 聴覚：不明・異常なし・全く聞こえない・音に反応する・他 身体の変形：有・無（状態：） 拘縮：有・無（状態：） 医療状況 栄養：経鼻経管栄養、胃ろう、腸ろう、注入ポンプ使用、中心静脈栄養 経口摂取（形態：） 嚥下困難（有・無）・誤嚥（有・無） 呼吸：異常なし・呼吸困難（有・無）・無呼吸発作（有・無）・ぜん鳴（有・無）・他 医療機器：咽頭エアウェイ（24時間・夜間・他）・気管切開・気管内挿管 人工呼吸器（24時間・夜間・他）・酸素（24時間・昼間・夜間） モニター（酸素・心拍）・吸入器・吸引器（回数：） 痙攣：有・無（頻度：）・脳波の異常（有・無）・抗痙攣剤（毎日・必要時） 入浴：（毎日・ /週）・実施者（父・母・他）・入浴サービス（利用なし・巡回・施設）					
	施設意見	以下（1）（2）のいずれかに ① 該当 ② 非該当 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(1) 障害の程度が重度であるため、地域の障害児施設等への通所が困難な未就学児 (2) 特別支援学校を卒業した者又は18歳以上の者で障害の程度が重度であるため、地域の障害者施設等への通所が困難な者</div>				

- ※ 身体障害者手帳（肢体不自由）、愛の手帳の欄は、手帳を所持している場合に記載すること。
（身体障害者手帳（肢体不自由）の欄は、肢体不自由の等級がわかる場合に記載すること）
- ※ 施設意見の欄には、医療的ケアの状況や支援方法について特記すべき事項を記入すること。

重度対応特別単価取扱要領に基づく財産処分承認基準

第1 趣旨及び取扱い

東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第24条の規定に基づく財産処分の承認について、標準的な承認手続きについては、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号。以下「都基準」という。）のとおりであるが、都基準によりがたい部分について、本要領1に掲げる要綱にて規定する重度対応特別単価を適用させた補助事業に関する財産処分の承認手続きを定めるものである。

なお、補助事業者等が都の補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用（本要領3（1）から（3）までに掲げる要件を満たさない場合を除く。）、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、都基準に定めるとおりとする。

第2 財産処分に当たっての承認について

1 局長の承認が必要となる場合

補助事業者等が都の重度対応特別単価を適用させた補助事業により取得し、又は効用を増加した財産について、補助事業完了後から10年が経過しないうちに、本要領3（1）から（3）までに掲げる要件を満たさなくなろうとする場合（やむを得ない理由があると局長が認める場合を除く。）は、あらかじめ局長の承認が必要である。

2 局長の承認が不要となる場合

補助事業完了後から10年以上の期間を経過して、本要領3（1）から（3）までに掲げる要件を満たさなくなった場合

第3 施設の財産処分承認基準について

1 補助金相当額の納付を伴わず承認する場合

補助事業完了後10年未満であっても社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと局長が認める場合

2 補助金相当額の納付を伴って承認する場合

この場合における納付額の算出については次の計算式によるものとする。ただし、すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している場合は、この限りでない。

なお、納付額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

納付額＝処分財産の重度対応特別単価による上乗せ補助額

－（処分財産の重度対応特別単価による上乗せ補助額／処分財産の制限年数）×経過年数

第4 その他

この基準は決定日より施行する。

重度対応特別単価取扱要領に基づく財産処分承認基準 Q&A

Q 1

要領 4 などという「補助事業完了後から 10 年」とはいつをさすのか？

A 1

例えば、令和 6 年の補助事業で整備した建物が令和 7 年 10 月 1 日に竣工（補助事業完了）した場合、令和 17 年 9 月 30 日で 10 年経過となる。

工事が完全に終了する前に、建物の一部が供用開始されていた場合など、特殊な場合については、処分申請時に個別に判断する。

Q 2

要領 5 にいう「やむを得ない理由があると局長が認める場合」とあるが、どんな場合が「やむをえない理由」として認められるか？

A 2

例えば、重度障害者の一時的な入院など、緊急一時的な場合を想定している。

Q 3

要領 3（1）に「定員の 3 割以上受け入れること」とあるが、登録者も含めて 3 割をカウントしてよいか。

A 3

登録者ではなく、実績として 3 割以上が必要である。また、要領 4 に基づき、補助事業者は福祉局長に重度障害者の在籍状況及び施設の加算取得状況（様式第 1 号）を報告し、都はその報告により要領（1）から（3）までの要件を補助事業者が継続して満たしていることを確認する。

Q 4

重度対応特別単価を適用した補助事業が、財産処分を行う場合、適用される財産処分承認基準を教えてください。

A 4

経過年数及び事例別に適用する基準は以下のとおり。

事例	経過年数	経過年数 10 年未満の財産処分	経過年数 10 年以上～耐用年数の財産処分
<p>本要領 3 (1) ~ (3) の要件を満たさなくなったが、補助事業により開始した障害福祉サービスは継続する場合</p> <p>例：強度障害者を受け入れていたグループホームが、引き続きグループホームを運営するものの強度障害者を受け入なくなる場合</p>		<p>重度対応特別単価取扱要領に基づく承認手続きが必要</p>	<p>特段の手続きは不要</p>
<p>補助金等交付財産の財産処分承認基準の財産処分に該当する場合</p> <p>例：強度障害者を受け入れるグループホームが、事業廃止する場合</p>		<p>補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）に基づく承認手続きが必要</p>	

Q 5

重度対応特別単価取扱要領に基づく財産処分承認基準第 3 にいう「処分財産の重度対応特別単価による上乗せ補助額」とは何か。

A 5

「処分財産の重度対応特別単価による上乗せ補助額」とは、「重度対応特別単価を適用した都補助金額」から「重度対応特別単価を適用しなかったと仮定した場合の都補助金額」を除いた金額をいう。

Q 6

例えば、重度対応特別単価を適用した補助事業で、事業完了後 8 年で本要領 3 (1) ~ (3) の要件を満たさなくなり、重度対応特別単価取扱要領に基づく補助金相当額の納付を行い、さらに事業完了後 15 年で当該事業を廃止した場合、廃止に伴う補助金相当額の納付額の計算はどう行うか。

A 6

すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している場合には、都への納付額の合計が補助額を上回らないように配慮する。

したがって、質問のケースでいえば、事業完了後 15 年時点での廃止に伴う補助金相当額の納付額の計算は、都基準第 3 の 2 に基づき算出した金額から、重度対応特別単価取扱要領に基づく補助金相当額の既納付額を除いた金額を、納付額とする。

Q10

補助金相当額を都に納付する場合に、経過年数に、例えば「8 年と 10 か月」のような 1 年に満たない端数があるときは、どう算出するのか？

A10

当該基準における年数の計算は、月単位で行うこととしている。したがって、質問のケースでいえば、「106 か月」で計算を行うものである。

なお、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月として計算する。これは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令及び補助金等交付財産の財産処分承認基準と同じ考え方によるものである。